

## 飛騒市学園構想 SUPER COMMUNITY SCHOOL



みんなが育て みんなが育つ 魅力あるまち

予測困難な時代を生きる子どもたちに「幸せな人生と持続可能な社会の創り手となる力」を育みたい！こんな願いで取り組んだ飛騒市学園構想第2章も、いよいよ最終年度を迎えます。大切にしたいことは、社会総がかりで人を育てること。令和7年度もそんなまちづくりを進めます。



飛騒市学園構想第2章リーフレットより

## 「みんなで育て みんなが育つ 魅力あるまち」づくり

### ◆子どもが面白がって「探究」するまち

学校では、一人ひとりの“すき”や“やってみよう”を起点に、追究したい“問い”を見つけ、自分で課題を設定して調べたり考えたりする「探究学習」に取り組んでいます。昨年の「探究フェス」や「市制20周年記念式典」では、宮川小児童による「みやがわキッズアンバサダー」や、神岡中学生による「製麺所のポップ作成」などの取り組みを発表しました。自分が住む“まち”とつながり探究する歩みはどんどん進化しています。今後

も、子どもたちの歩みを発信しますので、楽しみにしてください。

### ◆「探究」でみんなが元気になるまち

子どもの探究では、地域の強みや魅力の再発見、新たな価値の創出などによる地域の活性化が期待できます。また、子どもの探究に多くの地域住民や企業、行政の方が関わることは、地域の大人に元気を与えることにもつながります。これからも、子どもたちの探究を中心にして、地域のみんなが元気になる「みんなで育て みんなが育つ 魅力あるまち」づくりを進めていきます。

#### 情報発信

ホームページ

Facebook



探究フェスでの神岡中学生の発表の様子

問 学校教育課 ☎ 0577-73-7494



## 飛騒市脱炭素推進協議会 ワーキンググループの開催



令和5年10月に官民連携で「飛騒市脱炭素推進協議会」を設立し、令和6年度には協議会から派生した5つのWG(ワーキンググループ)を設置し、省エネ・再エネ対策に関する手法や、次世代自動車の導入促進などの脱炭素事業に関する検討・協議を、18の市内民間企業・団体よりご参加頂き、計19回開催しました。

WGの一つとして設置された「脱炭素化WG」においては、普及啓発を中心に協議を行いました。脱炭素化の推進には様々な方法があるものの、まずは市内において環境保全や温暖化対策のために脱炭素化が必要であることを認知いただくことが重要で、そのためにはわかりやすい普及啓発や、取り組みを実践しやすくする仕組みの確立が必要であることが確認されました。今後市では、地域にわかりやすく脱炭素を知っていただき、行動いただけるような仕組み(ガイドブックやポイント制度など)を構築し、脱炭素化を推進していきます。

問 環境課 ☎ 0577-73-7482

## まめなかな

お酒を長く  
楽しむために

「酒は百薬の長、されど万病の元」と徒然草にも記されており、アルコールは適量であれば、健康に支障ないと考えられてきました。しかし最新の研究では、少量の飲酒でも生活習慣病やがんなどのリスクになることが明らかになり、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が、2024年に国として初めて公表されました。

飲酒ガイドラインでは、生活習慣病のリスクを高める飲酒量として「1日あたりの飲酒量を男性40g以上

女性20g以上」と明記されました。大事なことは、男性40g/日・女性20g/日が“適量”ではないことです。これ以上増えると生活習慣病のリスクが高まる、という目安です。基本的には定期的に飲むお酒の量は少なければ少ないほどよいとされています。

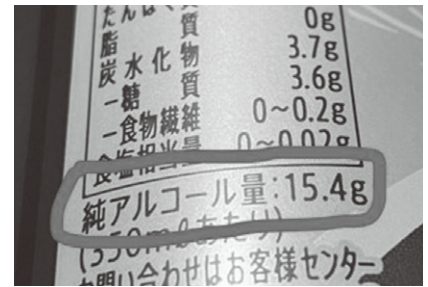
この飲酒量は「純アルコール量」に換算しています。お酒の種類や度数で、アルコール量が違うため、「純アルコール量」にすることで、自分の飲酒量を正確に把握できます。

### 純アルコール量の計算式

$$\text{純アルコール量(g)} = \text{お酒の摂取量(ml)} \times \text{アルコール濃度(度数/100)} \times 0.8$$

例えば500mlの缶ビール(5%)1本は、 $500(\text{ml}) \times 0.05 \times 0.8 = 20(\text{g})$ となり、純アルコール量は20gとなります。2021年から、大手ビール会社はアルコール飲料本体に、純アルコール

量を表示するようになりました。



まず、ご自分の飲酒量を純アルコール量で確認しましょう。飲む量を減らす、飲酒しない日を作る、アルコールの度数を減らすなど減酒することが有効です。ノンアルコール飲料を利用すると、無理なく減酒が可能です。

お酒を長く楽しむために、今の飲み方を見直してみましょう。

問 古川町保健センター

☎ 0577-73-2948



<その61> はじめませんか？

### 最善の財産承継

親から子へ、生前に税金がかからない範囲でお金を渡したいという人がいます。広く知られているのは「暦年贈与」といわれるもので、1月1日から12月31日までの1年間にもらった金額の合計が110万円までなら贈与税がかかりません。

しかし、もっと多くの金額を短期間に渡したいと思われるなら「相続時精算課税制度」の利用を検討するのもよいかもしれません。

「相続時精算課税制度」は、60歳以上の親や祖父母から20歳以上の子

どもや孫に財産を贈与する際、合計2,500万円までなら贈与税がかからない制度です。

しかし、この制度には、注意すべき点がいくつかあります。なかでも気をつけねばならないことは、本来の相続時には、生前の贈与額の合計が相続財産に加算されるということです。またこの制度を選択すると、その後は「暦年贈与」ができなくなるほか、相続発生時には「小規模宅地等の特例」が使えません。例えば評価額が高い親の土地を相続した場合「小規模宅地等の特例」を使うことで相続税の評価額が8割も減額する場合もありますので、その可能性がある不動産の贈与を考える場合には注意が必要です。

では、こういった人が使うとメリットがあるのでしょうか。それは、相続する時の財産総額が、相続税の基礎控除額以内に収まる人で

す。相続税の基礎控除額が(3,000万円+600万円×法定相続人の数)ですので、年間に生前贈与した分と、将来的に相続予定の財産を合計した額が、相続税の基礎控除額以内なら、相続税がかからないからです。

最善の財産承継を行うためには、分からないことはうやむやにせず、お早めに税理士や税務署にお尋ねください。



問 飛騨市終活支援センター

(飛騨市社会福祉協議会内)

☎ 0577-73-3214